

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性・健全性を確保しつつ、効率的な意思決定を可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であるとの認識のもと、当社グループ経営において主体的な役割を果たし、グループの戦略・方針の策定、グループ各社に対する指導・助言を通じ、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則 1-2 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、現在議決権の電子的行使を可能とする環境整備及び招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は海外投資家の比率なども踏まえ、必要に応じて、議決権行使の電子化や東証プラットフォームへの参加、招集通知の英訳の実施について検討してまいります。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性確保】

当社は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値向上に繋がるものと考え、女性・中途採用者を積極的に採用しております。中途採用者についてはスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っている一方、女性につきましては、管理職への登用数が現状、十分ではないと認識しており、今後、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材育成及び社内環境の整備に努めてまいります。

外国人の管理職登用については当社グループの事業ドメインが国内に限られていることから実績がないものの、今後の事業ドメインの拡大及び企業規模の拡大に応じて、スキル・経験等を総合的に判断してまいります。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

当社は、事業を通じて社会課題の解決に取り組んでまいりました。近年、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、当社グループではサステナビリティが重要な経営課題であると認識し、これまで以上に社会課題の解決と事業の成長を両立したサステナビリティの取組みを強化することを目的に、2021年10月にサステナビリティ協議会を設置いたしました。今後、計画の立案、人的資産及び知的財産への投資等の検討を進めて行くとともに、今年度を目途に取り組み状況をホームページやIR資料等で公開してまいります。

【補充原則 4-11 取締役会全体の実効性の評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有株式に関する方針

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する場合のみ保有していく方針です。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

株式の政策保有の可否判断は、保有の経済合理性(保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか)、保有継続のメリット、今後の取引見通し等の多面的な観点から定期的に取締役会で検証し、保有の妥当性が確認できない株式については、取引先企業の十分な理解を得たうえで売却を進めます。なお、当該検証内容については有価証券報告書にて開示しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社の企業価値の向上に資することを前提に、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するものであるかを総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

取締役とその近親者及びこれらのものが議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社との取引については原則禁止とし、また関係会社及び主要株主等との定型的でない取引については、取締役会の承認を要することとし、その後の当該取引の状況も取締役会に報告することとしております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付型企業年金制度における企業年金の積立金の管理・運用については、外部の資産管理運用機関等に委託している一方、運用に当たる適切な資質を持った人材の配置を行うとともに年金管理の幹事金融機関から適宜情報及び支援を受けております。また、確定拠出年金制度における運用については、運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育を行っております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営計画等を当社ホームページで開示しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めたガイドラインを当社ホームページで開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬(以下「業績連動非金銭報酬」という。)としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動非金銭報酬(短期インセンティブ):業績連動非金銭報酬(長期インセンティブ) = 70:15:15(業績指標を100%達成の場合)とし、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

取締役の個人別の報酬額については、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬については、任意の報酬委員会が審議並びに監査等委員である取締役全員に対する答申を行い、監査等委員である取締役全員が当該答申内容を尊重し協議した上で決定いたします。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(方針)

監査等委員でない取締役候補は、当社グループの企業価値向上のために、グループの発展に寄与できる幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力と経営センスを持った人材を選任しています。

監査等委員である取締役候補は、数多くの経験や見識からの視点より、監査等委員でない取締役の業務執行を公正に監査・監督できる人材を選任しています。

(選任手続き)

当社は任意の指名委員会を設置しております。指名委員会は取締役選解任案を審議し、取締役候補者の提言をいたします。それぞれの提言を踏まえ、監査等委員でない取締役候補者は監査等委員会に報告、監査等委員である取締役候補者は監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決議しております。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選解任につきましては、株主総会招集ご通知参考書類において、指名委員会の推薦に基づいて取締役会が決定した新任取締役候補者の個々の略歴、選解任理由等を掲載してまいります。

(経営計画: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/management/plan.html>)

(コーポレートガバナンスガイドライン: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/management/governance.html>)

【補充原則 4-1 経営陣への委任の範囲の概要】

当社取締役会は、法令に規定される事項及び取締役会規程に定められた事項を決議し、その他の業務執行については、事業会社における会議等を通じて協議・決定していくとともに、取締役会で委嘱された各業務執行取締役の権限により業務が遂行されております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準じて独立性判断基準を定めるとともに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則 4-10 指名委員会・報酬委員会】

当社は、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しており、取締役の指名・報酬等に関する審議を行い、諮問先である取締役会に答申しております。同委員会では公平性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を過半数で構成しており、任意の指名委員会及び報酬委員会を取締役会の下に設置し、当該事項において独立社外取締役から適切な助言を得られる体制を整備しております。

【補充原則 4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

取締役の選任に関する方針・手続については「原則 3-1 () 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き」に記載のとあります。

本報告書に取締役のスキル・マトリックスを掲載しております。

【補充原則 4-11 取締役の兼任状況】

取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則 4-14 取締役のトレーニングの方針】

新任の取締役に対しては、必要に応じてグループ各社から所管事業内容について説明を行うとともに各事業所の視察を通じて業務内容の把握を支援する方針であります。また、取締役に対しては業務遂行に必要な情報をグループ各社から積極的に提供し、外部セミナーにも参加するよう推奨しております。

【原則5-1 株主と建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主総会以外における株主や投資家との建設的な対話が重要であると認識し、経営企画部をIR担当部署として個別面談への対応、会社情報のホームページへの掲載、東京証券取引所の任意開示を活用した情報公開を行うほか、個別面談においては、株主の希望や面談の内容の重要性等によって取締役の中から適任者が対応するなど、社内体制を整備しております。

また、半期に1回決算説明会を開催し、代表取締役社長を含めた役員が登壇し、決算報告や事業戦略等について説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベルテクスコーポレーション	1,194,715	11.73
太平洋セメント株式会社	812,586	7.97

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	427,000	4.19
一般財団法人ベルテクスグリーン財団	400,000	3.92
GOLDMAN SACHS & CO.REG	344,900	3.38
株式会社岩崎清七商店	248,735	2.44
株式会社りそな銀行	232,207	2.28
岩崎 泰次	198,100	1.94
重田 康光	192,700	1.89
デンカ株式会社	163,024	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2022年3月31日現在の状況となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当該事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高山 丈二	その他										
小池 邦吉	弁護士										
曾小川 久貴	その他										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山 丈二				主に行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を備えておられることから、適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役に適任であると考えております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小池 邦吉				弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する社外取締役に適任であると考えております。また当社と特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
曾小川 久貴				公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験を通じ下水道分野に精通されており、また幅広い知識と高い見識を備えておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしてあります。また、当該補助使用人の人事、評価に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る等、執行側からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員会委員長を中心に会計監査人及び内部監査人と連携を取り、経営の監視・監督に必要な情報を収集し、監査等委員会において当該情報を共有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会及び報酬委員会は、社外取締役を含む取締役から構成し、取締役の指名・報酬等に係る事項について十分な審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。また、その独立性基準は、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を参考しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2020年8月より、取締役(社外取締役を除く)が、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを発行することを決定しております

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

2020年8月より、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを発行することを決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬(以下「業績連動非金銭報酬」という。)としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動非金銭報酬等(短期インセンティブ):業績連動非金銭報酬等(長期インセンティブ) = 70:15:15(業績指標を100%達成の場合)とし、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

取締役の個人別の報酬額については、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬については、任意の報酬委員会が審議並びに監査等委員である取締役全員に対する答申を行い、監査等委員である取締役全員が当該答申内容を尊重して協議した上で決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(全員が監査等委員)には、取締役会に関する資料の事前配布や事業の報告を実施し、重要な事項に関して意見交換や現状報告を行う等、充分な情報提供を行っております。また、取締役会、監査等委員会への出席を通じて、内部監査、監査等委員会監査、会計監査及び内部統制監査についての報告を受け、適宜必要な意見を述べることが可能な体制を構築する等、充分な情報提供やサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。
2. 当社の取締役会は、取締役8名(監査等委員である取締役4名を含む)で構成されており、内訳は社内取締役5名及び社外取締役3名であり、

- 約40%を社外取締役が占めています。代表取締役社長を議長として定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。
- 当社の監査等委員会は、監査等委員4名で構成されており、3名が社外取締役であります。花村進治を監査等委員会委員長として、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図る体制としております。
 - 会計監査は、四谷監査法人の監査を受けております。
 - 当社は、監査等委員である社外取締役の全員及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としてあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。議決権を有する監査等委員である取締役4名を選任することにより、客観的、中立的立場から取締役会での決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督機能の実効性をより一層強化しております。また、監査等委員における社外取締役の比率を高め、経営の透明性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主様が議案の内容を十分に検討できる期間が確保できるよう、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(スマートフォンによるものを含む)を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ等に招集通知の英訳を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(掲載URL) https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 経営企画グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針及びその整備状況については以下のとおりであります。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社及びグループ各社全役職員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
 - 内部監査室の監査及び社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの順守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
 - 代表取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備を行います。
 - 反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項

の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役において常に閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

(1) 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、各部門にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。

(2) 総務・コンプライアンス室は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案及びリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画(BCP)の策定・定着化・適時の見直しを統括します。

(3) 内部監査室は、定期的に監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。

(4) 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、原則として、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。

(2) 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役及び各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとします。

(2) 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社またはグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとします。

(3) その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認または報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を配置するものとしてあります。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設置しません。

(2) 監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取して決定します。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

(1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

(2) 監査等委員会は、必要に応じ、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとします。

(3) 監査等委員会に対し報告等を行った当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとします。

8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固として拒絶することを基本方針とします。

2. 整備状況

反社会的勢力排除に係る規程・マニュアルを整備し、対応統括部署として総務・コンプライアンス室を置いております。総務・コンプライアンス室は、反社会的勢力排除について取締役及び社員等に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めています。また、万が一、反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受ける恐れのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

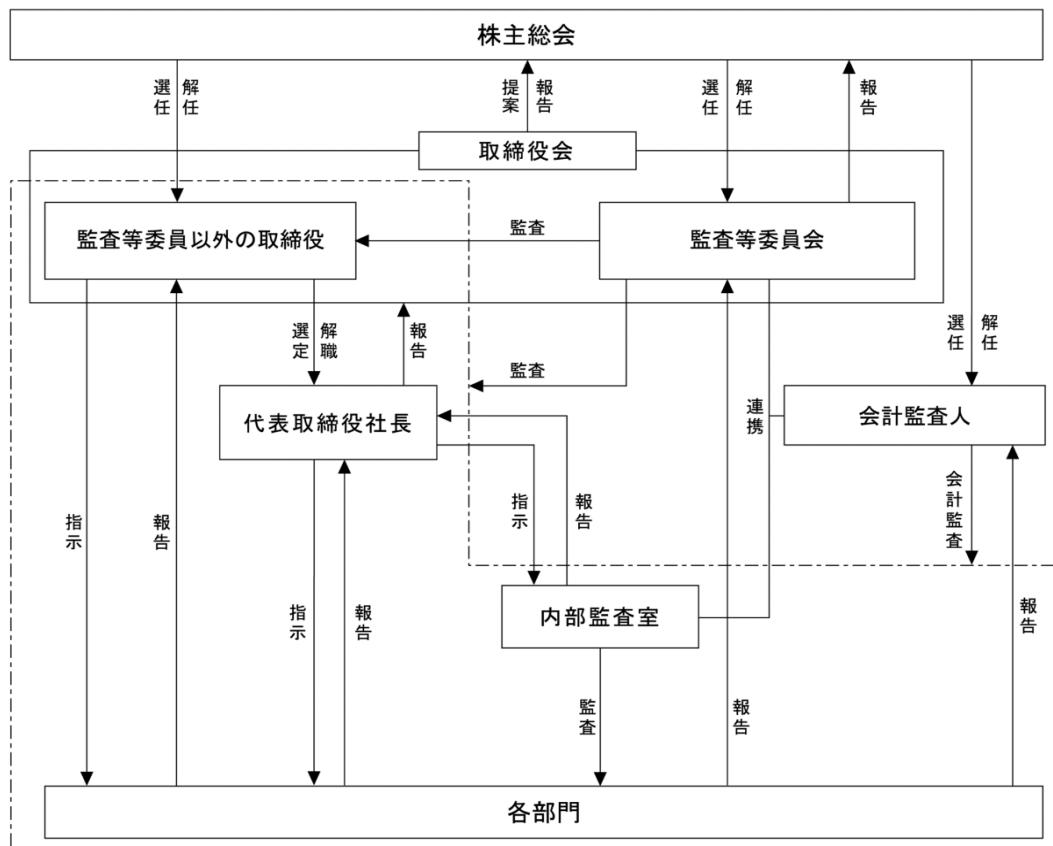
なし

該当項目に関する補足説明

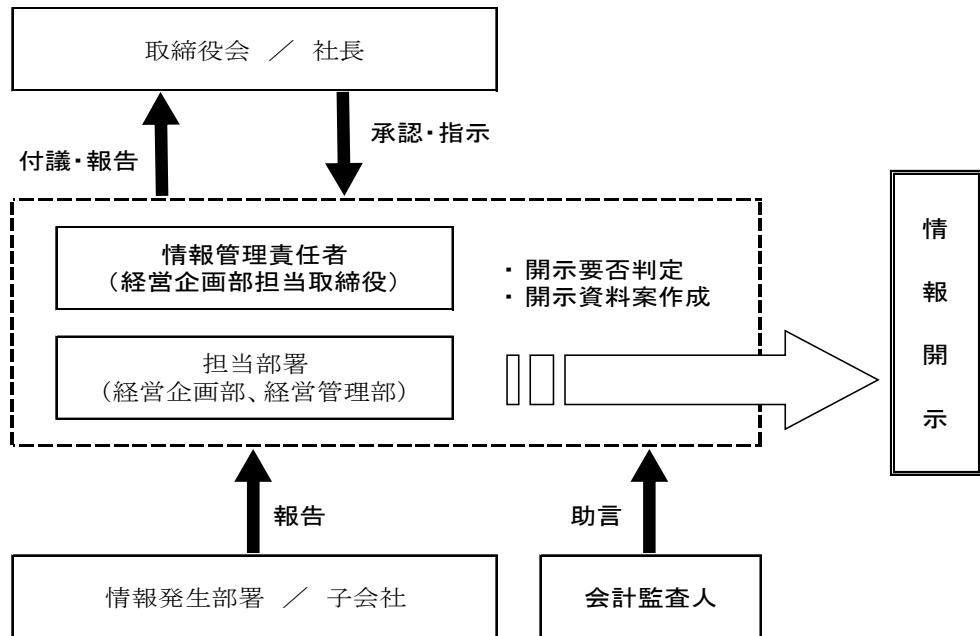
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

実効性のある内部統制システムを構築しつつ、内部監査体制の整備に取組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。コーポレート・ガバナンス体制及び会社情報の適時開示に係る社内体制についての模式図は次のとおりです

〈コーポレート・ガバナンス体制〉



〈会社情報の適時開示に係る社内体制〉



〈スキルマトリックス〉

氏名	企業経営	マーケティング 営業	製造・技術	開発・R&D	人事・労務	法務	財務会計	行政経験
田中 義人	●		●	●				
土屋 明秀	●	●		●				
高根 総					●	●	●	
仙波 昌	●		●				●	
花村 進治	●				●		●	
高山 丈二							●	●
小池 邦吉					●	●		
曾小川 久貴		●						●